

經濟論叢

第139卷 第2・3号

電電公社民有化會計の經濟的歸結(1)……………	醍 醐 聰	1
『資本論』第2卷第3篇「社会的総資本の 再生産と流通」における外国貿易捨象の 命題について(下)……………	板 木 雅 彦	24
シスモンディ・ロマン主義の再検討(上)……………	長 岡 延 孝	40
ソーシャル・ダンピング論議について……………	奥 和 義	56
市場形態・生産形態と需要不確実性下の 企業行動モデル……………	竹 治 康 公	75
金融リース會計の生成……………	小 野 武 美	93

經濟学会記事

昭和62年2・3月

京 都 大 學 經 濟 學 會

電電公社民有化会計の経済的帰結 (1)

——設備負担金の処理を中心に——

醍 醐 聰

I 企業再編成会計の劇的な所得配分裁定機能

現行の継続企業会計は、取得原価の期間配分を中軸として成り立っているが、そこでは原価配分期間中に企業をとりまく利害関係者の構成に重要な変動が生じるか、あるいは会計上の損益を変数とした財務契約上の係数（例えば、確定決算原則にもとづく法人税課税上の税率）に変動が生じる場合を除けば、代替的原価配分方法のなかからいずれの方法を選択するかは、期間損益に差異をもたらしてはしても、当該原価配分期間を通してみれば、利害関係者への所得配分に関しては中立的であるといえる。これにたいし、大半の企業が歴史上幾度か体験している組織変更、企業合併、事実上の会社分割、各種の企業再建整備、あるいは国有化、民有化といった企業再編成（business reorganization）にあたって採用される会計方法のいかんは、企業合併の際に持分プーリング法と買収法のいずれを用いるかによって、新（再）出発する企業の以後の財務諸表数値に差異が生じるという事例に示されるように、再編成以後の継続企業会計の始点を画する意義をもつばかりでなく、再編成に至るまでの当該企業の過去の正または負の累積的成果（公示の留保利益、累積欠損、非公示の保有利得・損失）を諸利害関係者にどのように帰属せしめるかを裁定する劇的な役割を演じることが稀でない。そして、その場合、企業再編成会計が以後の継続企業会計の始点をどのように画するかは、当の企業再編成会計が過去の継続企業の累積的成果の帰属をどのように裁定するかということと表裏一体の関係にあるといえる。例えば、旧企業の償却資産をその公正な市価まで評価増して新企業に承

継させる買収法会計は、その評価増分だけ新(再)出発後の企業の減価償却費の水準の上昇=配当可能利益の減少をもたらすが、将来の継続企業会計におよぼす買収法会計のかかる影響は、承継資産の未実現増価を再編成時に認識して現物出資の評価額に反映させ、それに見合うだけ新企業の株式交付を増加させることによって、当該増価を旧企業の株主に清算分配するか、さもなければ旧企業の株主が失って、あるいは当該増価を旧企業が計上した累積欠損の補填に充てることによったはずの持分(払込資本、留保利益)を温存する¹⁾という買収法会計の所得配分裁定機能と不可欠の関係にある。また、他方の持分ブリーング法も承継資産の未実現増価を再編成時に認識して旧企業の株主に清算分配する代わりに、未計上のまま温存して新企業に移転し、その実現を新企業の以後の継続企業会計に委ねるという²⁾、これも1つの所得配分裁定の機能を客観的には果たすことになる。

このように企業再編成会計が過年度の継続企業の累積的成果の配分に関与するわけは、①資本修正(recapitalization)を伴うのを通例とする企業再編成においては、しばしば、各種持分(普通株・優先株持分、債権者持分等)の割合の構成および(または)その保有主体の構成に著しい変動が生じる一方で、②

- 1) 戦後企業再建整備の折に特別経理会社が戦時補償打ち切りに伴う特別損失の大部分を資産の評価益で補填することによって、減資と債権の切り捨てを回避したのはその好例である。これについては、醍醐聰「戦後企業再建整備期の会社分割会計の実証研究」『オイコノミカ』第19巻第3・4号、1983年3月を参照いただきたい。
- 2) 1960年代後半のアメリカで続出したコングロマリット合併において見受けられたいわゆる「インスタント利益」(instant earning)は、持分ブリーング法のこの所得配分(よりの確には所得帰属)裁定機能をコングロマリットの1株当たり利益の手とり早い吊り上げのために乱用した事例といえる。詳しくは、醍醐聰「コングロマリット合併会計の経済的影響」(2)「インスタント利益の事例分析一」『オイコノミカ』第21巻第1号、1984年11月を参照いただきたい。

ところで、企業再編成は旧企業が保有する個々の物財の再評価の契機であるにとどまらず、新(再)出発する企業の収益力再評価の契機とされることも稀でない。そのため、例えば今世紀初頭のアメリカにおける産業合同運動の場合のように、特定の産業分野で強大な独占企業を誕生させる企業合併においては、予想の独占的超過利益の資本還元価値で新(再)出発する企業の資産および資本を再確定する買収法会計が採用されると、予想の超過利益は合併時に新企業株式の形で旧企業の株主に事前に分配されてしまい、それが実現した時点では合併時に計上されたのれんの償却費と相殺されて可処分利益としては残らない結果になる。この意味で企業再編成会計は将来の企業成果の配分をも裁定する可能性を含んでいるといえる。この点に関しては、高寺貞男・醍醐聰『人企業会計史の研究』1979年、第2、3章を参照いただきたい。

企業再編成の際に用いられる会計方法のいかんで、未実現増価・減価が再編成時に認識されて清算分配または補填されるか、未認識のまま新企業に繰越されるかが定まるからである。

筆者は、これまでに、いまだ不鮮明ながらも以上のような問題意識を指針として、日・米の企業史上でのいくつかの企業結合ならびに企業再建整備の会計的側面の実証研究をてがけてきたが³⁾、本稿では、従来の内外の研究でほとんど対象とされなかった経営形態の変更、具体的には、近年わが国で相次いで断行されている公企業の民有化⁴⁾の一例としての日本電信電話公社（以下、旧公社という）の日本電信電話株式会社（以下、新会社という）への移行時に顕現した設備負担金の会計処理をとりあげ、当の会計処理が新旧企業の利害関係者への所得と負担の配分をどのように劇的に裁定する可能性をはらんでいたか、そして、その可能性がすでにどこまで現実化したか、あるいは新会社が今後採用する公算の強い料金政策をとうしてどのように現実化すると予見できるかを検討してみたいと思う。そして、そのうえで、かねてから筆者が主張してきた工事負担金＝前受収益説がかりに民有化の際に採用されたか、あるいはこの説の論旨が新会社の今後の料金政策形成の場で汲みとられるならば、旧公社時代の設備負担金＝資本剰余金処理の延長線上で民有化の際にげんになされた設備負担金＝資本（準備）金化によって帰結された所得と負担の不合理な配分をどのように回避できた（できる）はずであった（ある）かを論じてみたいと思う。

II 民有化の代替的会計方法と設備負担金の帰結

旧公社の最終貸借対照表にあたる表Ⅰを見ると、自己資本総額に占める資本金の割合が0.4%にも満たない過少資本化の状態のなかで、「設備負担金」が負債・資本総額の23.7%、自己資本総額の49%に相当する約2兆5000億円に達し

3) 上記脚注1)2)で示した拙稿ならびに醍醐聰「財閥支配下の会社合併と『株式公開』」『オイコノミカ』第19巻第1号、1982年6月。

4) 本稿の目的にてらすと、電気通信事業の所有形態の変化、すなわち旧公社にたいする政府持分の公開（擬制資本化）が重要な意味をもつので、一般に用いられている「民営化」という用語に代えて「民有化」という用語を用いることにする。

ている点が注目されるが、これほどの金額的重要性をもつ設備負担金が資本剰余金項目として整理されてきたことから、旧公社の民有化にあたっては次のような会計問題が生起することは必至であった。

つまり、新会社は株式会社形態をとる以上、当然、新たに商法、法人税法の適用を受けると同時に、企業会計原則がその中心に位置するとされる一般に公正妥当な会計基準に準拠した証券取引法会計をも要請されることになるのであるが、わが国商法は資本準備金以外のいわゆる「その他の資本剰余金」の存在を否定し、工事負担金等を利益と解する立場を採っている。また、わが国の法人税法が工事負担金等につき容認している圧縮記帳も工事負担金等を利益とみる立場を前提したうえでの課税の繰り延べ措置であることはいうまでもない。さらに、わが国の企業会計原則も、1974年の修正前は資本的支出に充てられた工事負担金等を資本剰余金項目とする旨定めてはいたが、同年の修正により、これら項目を法人税法に準じて課金対象資産の圧縮に充てるか(注解24)、いったん利益に計上し、利益処分をつうじて留保する場合には、任意積立金に準じて「その他の剰余金」の区分に記載する旨定めている(注解2の2)。

したがって、設備負担金を資本剰余金としてきた公社時代の会計方針は、民有化と同時に、いずれの制度会計上でも180度の変更を迫られるのは必至の形勢にあったわけであるが、上述のように設備負担金の占める金額的重要性に鑑みると、かかる会計方針の変更は、①新会社に莫大な税負担を追加するとともに、②旧公社から新会社への現物出資額の多寡、したがってまた旧公社の出資者たる政府に現物出資の対価として交付される新会社株式の多寡を大きく左右することは明らかであった。③さらに、新会社が近い将来において、既存の公益事業に準じて、会計上の事業資産簿価に一定率を乗じた額を事業報酬として料金に算入するレート・ベース方式の料金決定原則を採用すると想定すると、旧公社の設備負担金が民有化にあたって対象資産の簿価の圧縮に充てられるか否かで、以後の新会社の料金水準は文字どおり劇的に変化することが予見されたのである。

とはいふものの、ここでの設備負担金の帰趨は、資本と利益の区別の次で設備負担金の性格をどう捉えるかにだけかかっているわけではなく、大枠としての民有化会計のあり方に根本的に制約されている。つまり、今回の民有化の場合も旧公社の資産・負債を新会社が承継し、その対価として新会社の株式が旧公社の出資者たる政府に交付される点に着目すると、企業合併の場合と同様、旧公社の資産を簿価のままで新会社が承継するとともに、旧公社の剰余金諸項目を、新旧持分の交換比率の不均等に起因する変動分を除き、原形的様成のまま新会社に承継させる持分プーリング法的処理方法と、旧公社の資産を公正な評価額に評価替して新会社に承継させるとともに、その公正価値で測定された旧公社の現物出資額のうち資本金に組み入れされない額を株式払込剰余金とみて資本準備金に組み入れる買収法的処理方法とを想定することができるであろう。ただ、このうち、承継資産の評価基準のいかんは当面の主題である民有化の際の設備負担金残高の処理とは直接には関係しないので、民有化会計のこの側面に関しては以下では、仮定の議論をやめ、日本電信電話株式会社法施行令第2条にしたがって、げんになされた簿価による資産の承継を既定の事実として考察をすすめることにする。

ところで、持分プーリング法的処理方法と買収法的処理方法のいずれを用いるにせよ、旧公社における政府の5万円当たり持分につき新会社株式(額面5万円)何株が交付されるかという持分交換比率のいかんによって、新会社の側での資本金組み入れ額(開始資本金)が異なり、ひいてはそれが設備負担金の帰趨にも関わってくる。現行商法の定めからいえば、この資本金組み入れ額は旧公社の簿価または公正価値にもとづく純資産額を上限として任意に決定できると解されるが、以下では、この制約条件のなかで新旧持分が交換比率1対1で置換され、新会社の開始資本金が旧公社の資本金とちょうど等しく定められる場合と、旧公社の簿価純資産全額にたいして新会社株式が交付され、そのうち額面金額相当分のみが新会社において資本金組み入れされる場合とを想定し、これら2様の持分交換比率に上記2様の会計方法を組み合わせた次のよう

表I 日本電信電話公社 最終貸借対照表 (昭和60年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
勘 定 科 目	金 額	勘 定 科 目	金 額
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金	321	一 時 借 入 金	0
預 託 金	81,701	未 払 金	451,848
預 金	38,323	仮 受 金	99,209
未 収 資 金	21,467	災 害 準 備 金	0
未 収 金	234,339	流 動 負 債 合 計	551,057
仮 払 金	94,272	固 定 負 債	
有 価 証 券	0	電 話 設 備 負 担 金	1,739
整 理 品	20,087	電 信 電 話 債 券	4,958,494
貯 蔵 品	35,888	受 益 者 債 券	1,857,842
積 送 品	23,885	政 府 保 証 債 券	0
供 給 材 料	104,686	政 府 引 受 債 券	770,526
流 動 資 産 合 計	654,968	公 募 特 別 債 券	1,262,738
固 定 資 産		非 公 募 特 別 債 券	791,727
電 気 通 信 機 械 施 設	8,242,923	外 貨 債 券	276,661
減 価 償 却 累 計 額	4,724,148	借 入 金	66,706
電 気 通 信 線 路 施 設	8,016,134	固 定 負 債 合 計	5,026,939
減 価 償 却 累 計 額	4,317,234	そ の 他 の 負 債	
土 地	466,329	物 品 価 額 調 整 勘 定	0
建 物 及 び 工 作 物	2,186,892	未 整 理 負 債	3
減 価 償 却 累 計 額	587,907	そ の 他 の 負 債 合 計	3
諸 施 設	344,469	資 本 勘 定	

減価償却累計額	212,172	132,297	資 本 金	18,848
未 完 成 施 設	351,410	351,410	固 有 資 本	18,238
有形固定資産合計	19,608,157		追 加 資 本	610
減価償却累計額	9,841,461		資 本 剩 余 金	2,712,257
差引純有形固定資産額		9,766,696	固定資産再評価積立金	144,960
無 形 固 定 資 産		279,345	固定資産贈与剰余金	10,297
固 定 資 産 合 計		10,046,041	設 備 負 担 金	2,552,829
繰 延 資 産			その他の資本剰余金	4,171
債 券 発 行 差 損		64,918	利 益 剩 余 金	2,482,642
財 産 臨 時 損 失		0	資本支出充当積立金	2,155,002
繰延資産合計		64,918	当 期 利 益 金	327,639
その他の資産			資 本 勘 定 合 計	5,213,746
出 資 勘 定		9,175		
需 給 調 整 資 金		4,086		
債 券		0		
そ の 他 の 資 金		4,086		
物品価額調整勘定		0		
未 整 理 資 産		12,557		
その他の資産合計		26,817		
合 計		10,791,744	合 計	10,791,744

注1. 昭和58年度の当期利益金 384,015,678,645円については、「昭和59年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律」に基づき、臨時国庫納付金 200,000,000,000 円を昭和59年度において臨時かつ特例的に国庫に納付し、残額を資本支出充当積立金として整理した。

2. 電信電話債券のうち外貨債券を決算時の為替相場で評価すると次のとおりである。
- | | | |
|-----|--|------------------|
| 債 務 | 貸借対照表計上額 | 275,660,618,527円 |
| | (1,119,500,000スイス・フラン, 550,000,000米ドル, 100,000,000ドイツ・マルク) | |
| | 決算時の為替相場による円換算額 | 255,839,786,000円 |
| | 差 額 | 19,820,833,527円 |

「政府関係機関決算書」昭和59年度版。

表II 日本電信電話株式会社 開始貸借対照表 (昭和60年4月1日現在)

(単位 百万円)

(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
固 定 資 産		固 定 負 債	
電気通信事業固定資産		社 債	4,421,242
有 形 固 定 資 産		長 期 借 入 金	34,070
電気通信機械設備	3,278,317	関係会社長期債務	—
電気通信線路設備	3,882,246	退職給与引当金	1,682,559
建 物	1,503,079	業務委託補償引当金	97,116
構 築 物	114,532	その他の固定負債	1,741
機 械 及 び 装 置	22,239	固定負債合計	6,236,729
車 両 及 び 船 舶	16,777	流 動 負 債	
工具器具及び備品	109,055	1年以内に期限到来の	
土 地	466,286	固定負債	539,887
建 設 仮 勘 定	498,565	買 掛 金	168,631
有形固定資産合計	9,891,099	短 期 借 入 金	30,000
無 形 固 定 資 産		未 払 金	174,179
衛 星 利 用 権	22,752	未 払 法 人 税 等	—
施 設 利 用 権	94,842	未 払 事 業 税 等	—
ソ フ ト ウ ェ ア	168,801	未 払 費 用	211,728
借 地 権	527	前 受 金	22,056
その他の無形固定資産	306	預 り 金	21,925
無形固定資産合計	287,229	前 受 収 益	—
電気通信事業固定資産合計	10,178,328	関係会社短期債務	3,467
投 資 等		その他の流動負債	55,226
投資有価証券	4,768	流動負債合計	1,227,104
出 資 金	1,127	負 債 合 計	7,463,834
関係会社投資	3,278		
長期前払費用	—		
その他の投資等	14,209		
投資等合計	23,384		
固定資産合計	10,201,712		
流 動 資 産			
現 金 及 び 預 金	126,792		
売 掛 金	248,753		
未 収 入 金	2,885		

(資 産 の 部 続)		(資 本 の 部)	
貯 蔵 品	89,329	資 本 金	780,000
前 渡 金	45,413	法 定 準 備 金	
前 払 費 用	—	資 本 準 備 金	2,546,076
関係会社短期債権	—	利 益 準 備 金	—
短 期 貸 付 金	—	法定準備金合計	2,546,076
その他の流動資産	11,938	剰 余 金	
貸 倒 引 当 金	△1,834	当 期 未 処 分 利 益	—
流動資産合計	523,279	資 本 合 計	3,326,076
繰 延 資 産			
社 債 発 行 差 金	64,918		
繰延資産合計	64,918		
資 産 合 計	10,789,910	負 債 ・ 資 本 合 計	10,789,910

日本電信電話株式会社「昭和61年3月期決算報告」より作成。

持分交換比率 会計方法	1: 1	1: $\frac{\text{旧公社純資産}}{\text{額価金額}}$
	ケースⅠ	ケースⅡ
持分プーリング法	ケースⅢ	ケースⅣ
買 収 法		

な4通りのケースを設けて、それぞれの場合に設備負担金の帰趨はどう異なってくるかを検討してみたいと思う。

まず、ケースⅠにおいては、旧公社の最終貸借対照表における資本金約18,848百万円を新会社の1株額面金額で除してえられる377,000株の新会社株式が旧公社の唯一の出資者である政府に交付されることになり、持分交換比率が1対1であることから、旧公社の剰余金諸項目も旧来の構成を崩すことなく新会社に承継されることになる。となると、旧公社において資本剰余金とされてきた設備負担金もそのまま新会社の開始貸借対照表に繰り越されるはずなのであるが、既述のように商法、法人税法上はもちろんのこと、企業会計上でも、「その他の資本剰余金」概念が事実上斥けられている現状のもとでは、もはやこの種の工事負担金を資本剰余金の区分にそのまま存置することはできない。した

がって、これら諸法規に準拠する以上、新会社は設備負担金残高を課金対象資産の圧縮に充てるか、いったん未処分利益に戻入するかいずれかの処理を迫られることになるであろう。そして、もし後者の方法が選択されるとすると、税務上、2兆5,000億余円が一挙に被課税所得として捕捉されることになり、前者の方法が選択された場合は設備負担金が、それと同額の減価償却費の引き下げを介して、以後分散的に被課税所得となって現れてくることになる。また、いずれの方法が選択されるにせよ、課税後の設備負担金が配当あるいは賞与として新会社の株主や役員に分配される可能性が生じることもまた確かである。

次に、ケースⅡの場合、旧会社の簿価純資産全額＝新会社の株式額面総額が新会社において資本金化されることになり、持分プーリング法的処理とはいっても利益剰余金、設備負担金の承継は全くないことになる。このことは、裏返せば、旧会社における資本金、利益剰余金ばかりか加入者が拠出した設備負担金にたいしても、自己資本総額の0.4%にも満たない過去の出資を法的根拠として新会社株式が政府に交付され、この株式の公開をつうじて巨額の税外歳入を政府にもたらす可能性が生み出されることを意味した。

では今度はケースⅢのように、民営化が1対1の持分交換でなされ、そこへ今度は買収法的会計処理方法が適用されたとしたら、設備負担金の帰趨はどのようになるであろうか。この場合、新会社の開始資本金は旧会社の最終資本金と同額になり、それを超える旧会社の現物出資部分は一種の株式払込剰余金として資本準備金に組み入れられることになる。となると、結果として旧来の設備負担金は、以後新会社において無償交付の形で株主に帰属せしめられる道がなお残されている点を別にすると、処分不可能な資本として凍結されることになり、この意味では設備負担金を維持すべき資本の受け入れと解した資本剰余金処理は自己完結されることになるともいえよう。

最後は、ケースⅣであるが、先に断ったように簿価での資産の承継を所与とすると、この場合の新会社の設立時の資本構成ならびに設備負担金の帰趨は、結果的には前出のケースⅡの場合と全く同じになる。

III 民有化会計の実態と設備負担金の処理の顛末

ところで、以上はあくまでも、民有化にあたって採りうる種々の持分交換比率と会計方法の組み合わせのうちのいくつかを典型的ケースとして想定して、各々のケース毎に設備負担金の帰趨を検討したにとどまる。そこでこの節では、以上のような典型的ケースにもとづく考察で得た結論を比較の規準として、民有化会計の実態を吟味し、そこでの設備負担金の処理の顛末を追跡してゆきたいと思う。

表Ⅰで示した旧公社の最終貸借対照表と表Ⅱで示した新会社の開始貸借対照表とを対比すると、旧公社の最終資産合計額と新会社の開始資産合計額がほぼ一致しているが、この事実は先に所与とした簿価による資産の承継を再確認するものといえる。他方、貸方項目の変動をみると、①公社時代には設定されてこなかった退職給与引当金为新会社設立の時点で設定されていること。②公社時代の資本金約188億円にたいし、新会社の開始資本金は7,800億円とかなり増加していること⁵⁾。③約2兆5,000億円にのぼった旧公社の利益剰余金は新会社には一切承継されていないこと。④公社時代の設備負担金は少なくとも外見上は、新会社の貸借対照表において、その痕跡をとどめていないこと。⑤新たに約2兆5,000億円の資本準備金が計上されていること、が目につく点である。

では、こうした資本の部の構成もしくは金額の変動はいったいどのように有機的に関連して生じたのであろうか。この設問に答えるならば、民有化の過程での設備負担金の帰趨もおのずと判明すると思われる。

まず、新会社の開始貸借対照表に退職給与引当金がすでに計上されているという事実は、民有化に際して旧公社の最終貸借対照表上のいずれかの貸方項目から、新会社設立時の在職者に係る要引当額相当分だけ、この引当金へ振替が

5) とはいうものの、新会社設立時のこの資本金額は旧公社からの現物出資額33,260億円の4分の1弱にすぎず、本来であれば、株式の発行価額の2分の1以上を資本に組み入れるべきものとした商法第284条ノ2第2項の規定に抵触するところであるが、日本電信電話株式会社法第3条第5項の別段の定めにより、特に容認されたものである。

なされたことを示唆している。しかるに、新会社設立時にこのような要引当額が生じたのは、企業会計上の通例の発生主義に従えば引当てられたはずの退職給与引当金が公社時代には引当てられてこなかったこと、したがってその分だけ公社時代の会計においては費用の計上不足、利益の過大計上に累積していたことを物語っている。とすれば、新会社の開始貸借対照表に現れた退職給与引当金はこうした過年度の過大な利益計上に見合う分だけ旧公社の最終利益剰余金を減額して設定されたものと見るのが合理的な解釈であろう。つまり、旧公社の利益剰余金残高24,826億円のうち、16,825億円は新会社への移行にあたって退職給与引当金に振替えられたといえるのである。

次に、新会社の開始資本金が旧公社の最終資本金を7,612億円だけ上回っているのは新旧持分の交換比率が1対1以上であったことの当然の結果であるが、新会社の開始貸借対照表に資本準備金が計上されている事実は、買収法的会計方法が用いられ、旧公社からの現物出資額のうち資本金に組み入れられなかった部分が株式払込剰余金とされたことを意味している。となると、旧公社の剰余金諸項目のうち、いかなる項目のどれだけが新会社の資本金増加分と新規に計上された資本準備金に各々組み入れられたのかが次に問題となる。もっとも、通常の企業会計であれば、かかる設問は会計上の払込資本内部での多分に名目的な科目の区分の問題にすぎないであろう。しかし、会社の配当の多寡が額面資本金を尺度にして表示され評価されるわが国の慣行に照らすと、株主の払込み額のうちどれだけが資本金に組み入れられるかは、会社にとっても株主にとっても重大な関心事のはずである。また、払込み額（現物出資額）のうち、どれだけが資本金に組み入れられるかは、ここでは、旧公社の出資者たる政府に交付される新会社株式数の多寡と関係する。

もちろん、その場合、交付される株式の市価が株数の多少と反比例して変化する1株当たりの会計データ（1株当たり利益、1株当たり純資産等）に正確に照応して変動するのであれば、政府が保有する新会社株式の市価総額は資本金組み入れの多寡（交付株数の多寡）によって左右されることはない。しかし、

今回のように、当の株式の市価が原始取得者から一般への公開、そして新規上場という民有化の一連のプロセスのなかで形成され、しかも当の株式発行企業が超高業績企業となれば、そこでの市価はもともと机上の一般論とは相当かけ離れた高値をつけることが十分予想されるところであった。とすれば、現物出資額のうち資本金に組み入れられる部分の多寡＝出資の対価として交付される新会社株式数の多寡は、新会社株式の売却益を恵みの歳入源として待望する政府にとって重大な関心事であったはずである。

そこで、いま仮に設備負担金残高約 2 兆 5,000 億円のうち約 7,600 億円が資本金に組み入れられたとすると、民有化会計の実態は上記のケースⅢとケースⅣの中間形態となるが、いずれの場合であれ、従来の設備負担金＝資本剰余金処理が工事負担金＝利益説を採る企業会計原則あるいは商法の洗礼を受けることなく完結されることに変わりはない。また、退職給与引当金へ振替後の利益剰余金残高約 8,000 億円の中の 7,600 億円が資本金組み入れされた結果、新会社の開始資本金が旧公社の最終資本金より約 7,600 億円だけ増加したと解釈すると、当の利益剰余金部分はケースⅡまたはケースⅣでの想定どおり、旧公社の解散にあたり政府に新会社株式という現物でもって清算分配されたことになり、他方の設備負担金はそっくり資本準備金に転換したことになる。そして、旧設備負担金残高と新規に計上された資本準備金残高が金額的にきわめて近似している点に着目すると、実態は後者であったといえなくもない。加入者による架設工事資金の拠出をつうじて累積した設備負担金部分についてまで政府が新会社株式の交付にあずかることを差し控えるという政策的判断がこの問題の処理に介在したとしても不思議ではないからである。ただ、新旧企業の自己資本項目の対応関係を跡づける理論なり実証データはいまのところないので、以下では民有化の過程で旧設備負担金が前者のように 1 部資本金へ、残りは資本剰余金へ組み入れられた可能性と、後者のように全て資本準備金へ組み入れられた可能性の両方を含みとした設備負担金＝資本（準備）金化という表現を用いることにしたいと思う。

いずれにせよ、旧公社の民有化の際に買収法的会計が採用され旧設備負担金残高が資本（準備）金化されてしまったことにより、工事負担金＝利益説を採る現行企業会計原則ならびに商法、さらには、工事負担金「を充当して有形固定資産を建設した場合は、その資産の取得原価は……取得に要した有効かつ適正な支出の額から工事負担金の額を控除した額とすることができる」と定めた電気通信事業会計規則第8条の規定を当の設備負担金に適用する機会が永久に摘み取られてしまったことは否めない。そうであれば、同種の需要者負担金を圧縮記帳処理もしくは前受収益処理すべきものとしている米・英・西独の会計基準に逆行する形で⁶⁾、また経営形態のあり方とは無関係に1978年度から、工事負担金の会計処理をそれまでの資本積立金方式から前受収益方式へ自律的に変更した国鉄の事例⁷⁾を顧みることなく、設備負担金を一貫して資本剰余金としてきた公社時代の会計方針の当否が改めて問われるのは必定であろう。

これにつき筆者は、従来、工事負担金が徴収される根拠にてらして前受収益説を支持し、内外の理論、法規、実務にあたって、この説の正当性の検証を試みてきたのであるが⁸⁾、この機会に、わが国の電気通信事業における設備負担金の会計的性格を吟味することによって前受収益説の検証を積み重ねるとともに、設備負担金＝資本（準備）金化の経済的帰結を価値負荷的に考察するための理論固めをしておきたいと思う。

IV 工事負担金＝前受収益説再論

一般に工事負担金とは、電気、ガスなどの公益事業を営む企業が工事申込者

6) これら各国における工事負担金の会計基準および会計実務については、醍醐聰『公企業会計の研究』1981年、第8章を参照いただきたい。

7) 詳しくは、新井清光『企業会計原則論』1985年、85～98ページ参照。なお、筆者が財政調査会編『予算』（計友協会刊）1984年版にその財務諸表が掲載された特殊法人のうちで補助金、交付金、各種工事負担金で有形固定資産を取得しているとみられる20の法人を選んでこれら補助金等に関する各法人の会計処理の実態を調べたところ、工事負担金を事業資産受益者勘定、工事負担金等見返勘定といった科目の前受収益として処理する法人が国鉄の他に3法人（水資源開発公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団）あり、資本剰余金としている例は旧日本電信電話公社のみであった。

8) 醍醐『公企業会計の研究』第8、9章参照。

(加入申込者)から、当該申込みに応じるために要する工事費の一部または全部を徴収するものであり、料金外でこうした負担を需要者に求める根拠は、同種需要についての個別的な供給条件の相違を料金面に反映させてはならないという公益事業に特有な無差別料金の原則と、特定の新規需要者につき要した割高な工事費その他の供給費用を料金引き上げの形で既存の需要者に負担させないという意味での新旧需要者間の公平負担の原則との調和を図るという点にあった⁹⁾。このことは、例えば、わが国の電気事業における工事負担金額が、歴史的な変遷を経て、新規需要者のために要する工事費が電気供給規程料金の原価計算に算入される減価償却費の計算基礎となる平均建設費を超える額と定められるに至った事実¹⁰⁾に具体的に示されている。そして、かかる制度本来の趣旨からして、工事負担金は需要者による資本拠出、あるいは恒久的に維持されるべき資本の受け入れでは決してなく、さもなければ料金原価に算入されて新旧需要者の共同負担になったはずの割高な工事原価をその原因者である新規需要者に加入申込時に一括して負担させる対価の前受に他ならないというのが前受収益説の主張であった。とすれば、当面の問題は、旧公社が徴収した設備負担金もこれと同様の変形的対価に相当したのか、それとも需要者の資本拠出と観念すべき特段の性格を備えていたのかを識別することであろう。

そこで旧公社が資本剰余金項目として整理してきた設備負担金の内容を沿革的に調べてみると、それは、1951年に公布・施行された「電話設備費負担臨時措置法」(以下、「負担法」と略す。)にもとづいて加入申込者から徴収された設備負担金と、1960年に成立した「電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律」(以下、「拡充法」と略す。)にもとづいて「引込線以下の宅内工事に要する労務費、消耗の物品費ならびに加入者が専用する加入者線路部分のうち他に転用する途のない部分の工事費等」について徴収されてきた設備料から

9) 新井清光「公益事業における工事負担金制度の沿革と負担金の会計学的性格」『早稲田商学』早稲田大学創立80周年記念論文集、第1巻、1962年10月、84、94ページ。

10) 新井、同上論文、85ページ；斎藤進「電気事業の工事費負担金の会計的性格」『公益事業研究』第20巻第2号、1969年3月参照。

なっている。また、これとは別に、普通加入区域外において加入電話を設置しようとする場合、申込み者は「公衆電気通信法」(以下、「公衆法」と略す。)第32条の定めにしたがい、普通加入区域外の電話線路設置の費用一切を負担することになっていたが、この線路設置費(旧線路設備費)も資本剰余金項目としての設備負担金に含められてきた。

このうち旧公社が「負担法」にもとづいて徴収した設備負担金は、終戦後のインフレ抑止を基調とするドッジ政策のもとで一般公債はもとより電話公債の発行さえ思うにまかせず、対日援助見返り資金からの借入れをもってしても、需要数40万の2割にしか応じられないという当時の電話設備復旧・拡張資金の逼迫を打開するため、明治後期に創設され、占領期に連合軍総司令部の民間通信局の見解を受けていったん廃止された「寄附開通制度」を事実上復活させたものであった¹¹⁾。その額は最高(東京)3万4,000円、最低2万4,000円で1加入当たり創設単金25万円のほぼ8分の1に相当した。問題はこの設備負担金の会計的性格であるが、関係者自身は、「たとえ加入電話サービスの享受期間の短い場合等のものに対する返還制度はあるにしても、いわば寄付にも似たものであ」¹²⁾るとか、「払戻し制度も併せもっているとはいいながら、一種の受益者負担であることは拭いようもありません」¹³⁾といった不明確な説明を繰り返すだけであった。結局、旧公社がこの設備負担金を資本剰余金として整理したわけは、「負担法」が成立したのと同じ1951年に経済安定本部企業会計基準審議会が公表した中間報告「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」第12の五で示された見解、すなわち、「資本的支出に充てられた工事負担金」を「その他の資本剰余金」とみなした当時の通説(げんに1954年の企業会計原則修正にあたり、この見解はそのまま注解6(1)に採り入れられた)を範としたものと

11) わが国の電信電話事業における拡張資金調達制度の歴史的変遷については、高橋達男『日本資本主義と電信電話事業』上巻、1960年、第3章；岩井真「電話事業の拡張改良資金調達の制度的変遷と今後の課題」『公益事業研究』第29巻第1号、1977年9月を参照。

12) 越智明忠「電信電話拡充法について」『電信電話経営月報』第127号、1960年4月、8ページ。

13) 越智明忠「新拡充法の制定について」『電信電話業務研究』第122号、1960年3月、19ページ。

思われる。しかし、旧公社関係者は問題の設備負担金を寄付に類似したものというかたわらで、「特別な料金」¹⁴⁾とか「特殊な料金」¹⁵⁾であるともいっている。そして、1953年に、旧公社が建設「改良資金の確保をはかるため、料金値上げの措置を政府に求めた」¹⁶⁾際に、公社総裁(当時)梶井剛は在来の設備負担金の引き上げによって所要の資金を賄うことが適当でない理由のひとつを次のように説明している。

「他面、電話設備の拡張改良と申しまして、たとえば市外電話回線を増すということは、市外通話が早くかかることとなり、明らかに現在の利用者の便益を増すものであり、また磁石式を共電式に、共電式を自動式にと方式を変更いたしますことも、現在の利用者の利便となるものであり、加入区域の合併、大都市における中継線の増設のごときも、いずれもほとんど現在の利用者の利便を増大するものであるばかりでなく、新規の加入者がふえること自体が現在の電話利用の価値をその数に従って増大するものであることは、電話サービスの特徴でありまして、5箇年計画におきまして、その建設資金の大部分はこれらのために投ぜられるものであり、新規の加入者のみに負担をかけるべきものでないことは、特に現在の利用者の方々に御了解を願いたい点であります。」¹⁷⁾

この説明を敷衍すると、建設改良に要する工事費を料金に算入して既存の加入者にも負担を求めるのか、それとも設備負担金の形で新規加入者のみの負担とするかは、当の拡張改良の便益が既存の加入者にも及ぶのか、それとも新規加入者にのみ帰属するのかに依存することになる。そうであれば、設備負担金は新規加入者の一方的な寄付では決してなく、彼らにのみその便益が帰属する架設工事費部分の負担が既存の加入者にも及ぶのを避ける意味から、料金外で新規加入者に負担させたものであり、形を変えた料金(収益)と解するのが当を得ている。ただ、当時の設備負担金制度においては、累増を続ける架設申込

14) 越智, 同上論文, 19ページ。

15) 日本電信電話公社編『加入事務(総論)』1969年, 13ページ。

16) 17) 「第16回国会衆議院電気通信委員会議録」第5号, 1953年6月25日, 2ページ。

みの積滞を解消する工事のための自主財源としての設備負担金の役割に関心が集中し、新旧需要者への公平な原価負担の配分という工事負担金本来の趣旨が負担金の額の算定基礎のなかに具体化された形跡がない点が先にみた電気事業の工事負担金の場合と異なる点であった。

しかし、このことは、旧公社の設備負担金の全般にわたって、新旧需要者間の負担公平の原則の具体化がみられなかったことを意味するわけではない。それどころか、設備負担金制度が導入された1951年の衆議院電気通信委員会で佐藤國務大臣は、加入者の線路設備原価の負担のあり方について、すでに次のように答弁している。

「次に寄附受理について申し上げます。電話設備費負担臨時措置法施行以来、所要の費用を負担していただいた場合には、局内設備及び線路設備に余裕のある限り、お客の需要に応ずることとしたのでありますが、なお若干の制限を必要としております。すなわち、配線ケーブルに収容余力がありましても、それから加入者宅に至る線路の新設部分をもっぱら予算上の理由から1, 2級局150メートル, 3, 4級局300メートル, 5級局以下500メートル以内に制限しているのであります。従いまして、普通加入区域内における右の制限距離を越える注文については、一応工事不可能としてお断りするほかなのでありますが、この不足資材を寄附してでも開通を希望される向きに対しましては、当省の保守上の見地から、その不足資材の調達を当省に委託される、すなわち委託調弁の形でその寄附を受けることといたしまして、多数の御要望を満たし、電話設備の急速なる拡充をはかることとしたのであります。」¹⁸⁾

このように普通加入区域内での線路新設につき、公社としての負担限度額を定め、それを超える工事原価部分については申込み者に負担を求めるという工事原価の負担配分方式を制度化したのが「公衆法」第32条でいう線路設備費であり、これが資本剰余金として処理された旧公社の設備負担金の1項目を構成

18) 「第12回国会衆議院電気通信委員会議録」第1号、1951年10月22日、2ページ。

したことは先に述べたとおりである。これをうけて「有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法」(1953年公布・施行)第10条第1項では、「公社は、昭和31年3月31日までは、普通加入区域内における加入電話の設置について加入申込があった場合において、その加入電話の設置のため新たな線路を設置するための費用が電話取扱局の種類ごとに郵政大臣の認可を受けて定める標準額をこえるときは、加入申込をした者がその超過額を負担することを条件として、加入申込を承諾することができる」とされ、特別加入区域内または特別加入区域外における加入電話の設置についても同法第11条第1項で、同様の定めが設けられた。

つまり、電気や水道の場合と同様、電話の場合も、戦後復興後の急激な地域開発に伴う生活圏の拡張によって、公社の既定の加入区域設定基準(その変更自体に期間を要した)でいえば普通加入区域外あるいは特別加入区域内・外からの架設申込みが急増したのであるが、これら新規需要に応じるべく線路の新設を行うとすると、電話センターに近い「街の真中でも、あるいは何キロも離れ人家もまばらな地帯でも、架設の際同額の3万円の設備料で果して公平か」¹⁹⁾という問題が生じるのは当然の成り行きであった。そこで、一定の標準工事原価を超える割高な工事原価を要する加入申込みについては、その割高な原価相当分を別途、新規加入者に申し込み時の一時金として負担を求め、既存の加入者の負担としない配慮がなされたわけである。この意味で線路設備費負担制度は新規需要者に起因する割高な工事原価を新旧需要者間の負担の公平を考慮して、原因者たる新規需要者にのみ割り当てて回収をはかるという工事負担金制度本来の趣旨が、先の設備負担金に比べ、より明確に意識された制度であったといつてよいであろう。

旧公社の設備負担金を構成したいまひとつの項目は設備料であった。これは1947年にGHQの反対で廃止された電話設備費に代わって、加入者宅内部分の

19) 小林信「公衆電気通信法の改正をめぐって」『電信電話業務研究』第231号、1969年6月、24ページ。

消耗品費および労務費、工費等を課金対象として徴収されてきた装置料のうち損益勘定に入る部分を除いた額と、装置料の課金対象以外の新增設工事原価部分で中間勘定受け入れとなる額とを合わせた加入者負担金であり、当初の1万円が3万円、5万円、そして8万円へと引き上げられてきた。そして、この設備料も既述の設備負担金、線路設備費と同様、導入以来民有化に至るまで一貫して資本剰余金として整理されてきた²⁰⁾。旧公社によれば、かかる会計処理は、「設備料は加入電話等の架設資金の一部に充当するものであり、電気通信サービスの対価である基本料、通話料等とはその本質において異なるものであり、したがって経常経費として消費すべきものではなく、固定資産の取得つまり資本的支出に充てるための加入者等からの資本拠出である、との考え方」²¹⁾に根拠づけられていた。つまり、ここでも、1974年修正前の企業会計原則が採用していた資本的支出充当論にもとづく工事負担金＝資本剰余金説がそのまま踏襲されたのであった。

しかし、公企業の二重決算制度にそくしていえば、いま問われているのは会計決算上で設備負担金を資本とみるか利益（収益）とみるかの問題なのであり、その際には、設備負担金収入を経常経費に充てるべく損益勘定に繰り入れるか、資本的支出に充てるべく資本勘定に繰り入れるかといった予算および予算決算上の収入区分の問題はもともと無縁のはずである。また、百歩譲って資本的支出への充当という使途を根拠に自己資金収入を会計決算上で資本として処理す

20) とはいふものの、「公衆法」別表第4で、この設備料は同法第68条にいう「公衆電気通信役務の料金」の一種と明記されていたため、設備料の1万円から3万円への引き上げの可否を審議した第58回国会通信委員会では、設備料の性格とその会計処理のあり方をめぐって、わが国でのこの種の委員会審議としてはかなり立ち入った論議がなされた。その時の質疑は小林武治国務大臣（当時）が示した統一見解、すなわち、「設備料とは、加入電話の新規加入の際に、工事をして電話の利用ができるようにするための料金であって、新規架設工事に要する費用の一部に充当するものである。このように、公衆電気通信役務の料金であるが、基本料、度数料等の一般料金とはその性格を異にし、物価に対する影響は少ないものと思う」（第58回国会衆議院通信委員会記録、第15号、1968年4月12日、16ページ。）という見解の表明によって一応收拾した。しかし、こうした法律と実態のつじつまを合わせるだけの無内容な解釈を以てしては、料金の一種たる設備料がなぜ資本剰余金とされたかを到底説明できない。

21) 『日本電信電話公社25年史』下巻、1977年、194ページ。

るというのなら、「資本支出充当積立金」と表示された旧公社の利益剰余金も資本組み入れされてしかるべきところ、そのような処理がなされなかったのはどうしたわけか。あるいは、旧企業会計原則が採用した資本的支出充当論にもとづく工事負担金＝資本剰余金説を踏襲したというのなら、当の企業会計原則がこの説を撤回して利益説に転じた1974年の時点でなぜ旧公社も設備負担金につき資本剰余金説を捨てて利益説に転換しなかったのか。論理上、実務上の自己矛盾は覆うべくもない。

そればかりか、過去数回の設備料引き上げの際の公社の理由説明を検討してみると、先の設備負担金や線路設備費の場合と同様ここでも設備料の料金補完・代位機能が充分認識されていたことを窺い知ることができる。例えば、1968年5月に設備料が1万円から3万円へ引き上げられた折、その引き上げを促した電信電話調査会の答申は、当時の電信電話事業における建設投資額の負担配分について次のように述べている。

「料金収入により不足資金をまかなうとすれば、前記のとおり約32%の増収を必要とするものであるが、不足資金のうち少なくとも建設投資のためのものについては、今後架設する加入者に負担させて、要増収率の低下をはかることも考えられる。しかしながら、前述のごとく建設投資額の約3分の2程度が現在加入者のサービス維持改善のため投資されるものであるので、建設投資額を今後架設する加入者に負担させるとしても、その一部にとどめることが適当であると考えられる。」²²⁾

また、1971年6月に、同年を初年度とする電信電話拡充7カ年計画の達成のため設備料（単独電話）が5万円へと再引き上げされた際にも、「設備料を引き上げ、新規架設に必要な資金の一部にあてることにより、既設加入者の負担を増大させないかたちで、資金を調達する」²³⁾という考慮が働いたことを公社関係者は明らかにしている。

22) 『電信電話調査会報告書』1965年、20ページ。

23) 星正也・本間雅雄「電信電話拡充7カ年計画」『電信電話経営月報』第253号、1970年10月、20ページ。

こうした説明を敷衍すると、旧公社が徴収した設備料は、その算定基準に厳密さが乏しい点は拭えないものの、新たな電話架設工事にあたり、その便益がもっぱら新規加入者に帰属するとみなされる部分の工事原価については、料金外の1時金として当の架設申込み者に負担させ、既加入者に負担が及ぶのを避けることを趣旨とするものであったと考えられる。そうであれば、公社の財務会計上では、国鉄が1978年度から採用したのと同じやり方で、設備料をいったん対価の前受＝前受収益として処理し、以後その課金対象資産の耐用年数にわたって当該資産の減価償却に合わせて収益に振替えてゆくのが妥当な会計処理であろう。これに反し、設備料を加入者からの維持すべき資本の受け入れとみなし、設備料に見合う工事原価の減価償却額をも料金原価に算入してきた旧公社の実務²⁴⁾は、新規加入者に同一原価の二重負担を強いると同時に、既加入者

24) 公社経理局長(当時)中山公平は第58回国会衆議院通信委員会で、「仰せのように、設備料は貸借対照表上は資本剰余金に会計処理をいたしております。そこで、公社の固定資産の部分に、この設備料をいただいて建設する設備分も入っております、その部分も含めて減価償却を実施するような仕組みになっております」(会議録、第15号、1968年4月12日、14ページ。)と説明し、設備料課金対象資産の原価も会計上減価償却の対象としていたことを認めている。特に断りがないところをみると、この減価償却部分はそのまま料金原価にも算入されたものと理解してまちがいないであろう。

25) この点で、小林国務大臣(当時)の次のような答弁は、いささか粗雑ではあるが、事実上、設備負担金＝資本剰余金処理が含意する同一原価の二重償却(新規加入者からみれば二重負担)の不合理性を指摘したものとして注目される。「……債券は従前どおりいただいて、今度は〔設備料を〕2万円上げただけで、だから、これは全体30万円のうちの一部を事前にいただいたのだ、これは、しながって料金にもはね返りはない、こういうふうにもっと簡単に考えなければ、とてもこれは、なぜ2万円上げたということは、絶対説明できません。こういうことで、私は、あらかじめ一部をひとつ負担していただく、そのかわり、それは、減価償却の対象にもならぬし、料金の方にも関係しない、早くにそれだけは償却はできているんだ、……大体こんなふうに考えております。」(第58回国会衆議院通信委員会談話録、第14号、1968年4月10日、4ページ。)

26) 西川義朗氏は筆者のこうした二重負担論にたいし、利用者拠出資本説の立場から、「利用者が自らの便益を新たに受けるために企業の設備資金を負担すること、その設備の利用に伴う減価償却の一部を一般利用者とともに負担することは、経理上その性格を異にするものであり、料金原価の二重負担ではないのである。前者は、利用者の資本負担にほかならない」(西川義朗『公益事業の料金と財務』1980年、201ページ。傍点一醒欄)と反論された。しかし、本稿IV節での検討をふまえていえば、設備料は、電気事業における工事費負担金や水道事業における加入金の場合と同様、さなければ料金原価に算入されて新旧加入者の共同負担となったはずの工事原価をその原因者である新規加入者に加入申込時に一括事前に負担させる対価の前受に他ならず、加入者の一方的な寄贈でもなければ資本拠出でもない。そうであれば、新規加入者からみて、加入申込時に設備料で負担した工事原価の減価償却額を料金で負担するのは、やはり二重負担とノ

には新規加入者に起因し、かつ新規加入者にその便益が帰属する架設工事の原価をも負担させるという不公正な原価負担の配分を帰結するものであったといわなくてはならないのである²⁵⁾²⁶⁾。

いなくてはならない。

なお付言すると、一般に工事負担金とは、新規利用者に起因する割高な工事原価を一般利用者（既存の利用者）が新規利用者とともに料金をつうじて共同負担することのないよう措置することを目的とするものであることが正しく理解されれば、西川氏の上記の反論はおのずと失効するはずである。また、西川氏は、「企業としては、工事負担金の対象となった設備を用いてサービスを恒久的に供給する義務があり、そのためには設備財産の維持を図っていく必要がある。ということは、その設備財産の稼働後の更新に際し、当該利用者が再度工事負担金を出すことはない以上、企業の責任において少なくともその設備に投下された資本を回収する（減価償却する）ことが、当該資本の受け入れとは別に必要視されるのである」（西川、同上書、201ページ）という実体維持論で自説の補強を試みている。また、前記の旧公社経理局長中山公平も、これと全く同じ実体維持論で、設備料対象資産の減価償却額をも料金原価に算入した旧公社の実務を正当化する国会答弁をおこなっている。（第58回国会衆議院通信委員会議録、第15号、1968年4月12日、14ページ。）しかし、①投下資本の回収という点でいうなら、小林国務大臣が国会答弁でいみじくも指摘したとおり、設備料それ自体がサービスの供給に先立つ投下資本の回収を意味する。②それに、「現実の問題として電気事業は工事費負担金を再度徴収することなく、また資本剰余金として処理することなく、……供給責任をはたしてきた。その理由としては、ほとんどが企業努力によって賄ってきたとしか考えられない。あるいはまた、数回にわたる料金改訂の際に、過去の低い建設費が改訂時の高い平均建設費の中に吸収され料金化されたことも考えられなくもない。」（斎藤、前掲論文、61～62ページ。）③また、仮に取替の時点でなお、特定の需要者に係る取替原価が料金原価計算上の減価償却額の算定基礎とされる平均原価を無視しえないほどに超えているとすれば、新旧需要者間の負担公平の原則を貫こうとする以上、立法論として工事負担金の再徴収が提起されてしかるべきである。